

とくてい びょうき しょうがい
特定の病気や障害を理由に、

こ どもが **できなくなる手術**などをうけた人は、

きゅうゆうせいほごほういちじきんしきゅうほう
「旧優生保護法一時金支給法」に基づき

くに から **お金**をうけとることができます。

きゅうゆうせいほごほういちじきんしきゅうほう
「旧優生保護法一時金支給法」について

○平成31年4月24日に法律ができました。

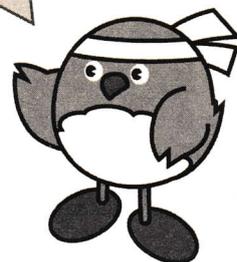
○この法律には、本人の気持ちをきかれることなく
子どもが **できなくなる手術**などをうけ、心や
からだに大きな **おお**苦しみや **いた**痛みをうけたこと
について **おわび**するとかいてあります。

○この法律は、子どもが **できなくなる手術**などを
うけた人にお金 **お**を払うと **さだめ**ています。

わからないことは

相談窓口
に

おたずねください。



きゅうゆうせいほごほうそつだんまどぐち
旧優生保護法相談窓口

ばしょ おおいたけん けんこう しえんか
場所：大分県 健康づくり支援課

うけつけ じかん
受付時間

8:30~17:15

げつよう きんよう
月曜 から 金曜

やす しゆくじつ ねんまつねんし
休み：祝日、年末年始

でんわ そうだん せんよう
電話相談 (専用) 097-506-2760

メール そうだん せんよう
相談 (専用) sodan12210@pref.oita.jp

ふあつくす
FAX 097-506-1735

そつだんまどぐち き さき れんらく
*相談窓口に来たいときは先に連絡をしてください。
しゅわつうやく くるまいす ひつよう かた
手話通訳・車椅子など必要な方はおしらせください。



おおいたけん
大分県
ホームページ

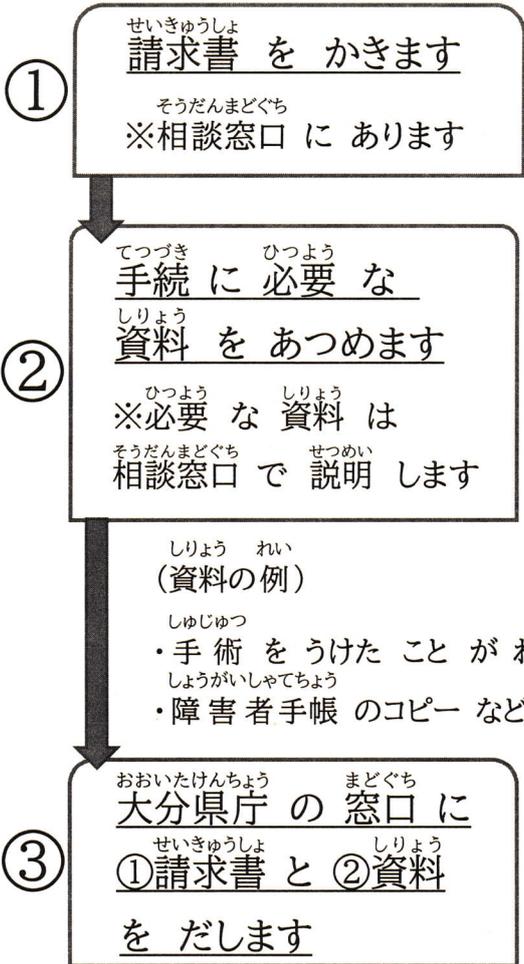
*** お金 を 受けとる こと が できる の は、ど の よう な 人 で す か。**

◇ 昭和 23 年 9 月 11 日 から 平成 8 年 9 月 25 日 ま で の 間 に、
・ 子 ども が できな く な る 手 術 を う け た 人
・ 子 ども が できな く な る よ う に 放 射 線 を あ て ら れ た 人
で す。

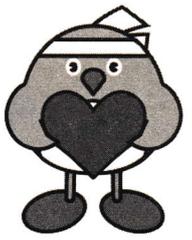
*** お金 を 受けとる 手 続 の し か た や、わ か ら な い こ と は、ど こ で お し え て く れ ま す か。**

◇ わ か ら な い こ と は、旧 優 生 保 護 法 相 談 窓 口 に き い て く だ さ い。
連 絡 先 は お も て 側 に か い て い ま す。
◇ だ れ か、手 伝 っ て く れ る 人 が い な く て も 安 心 し て 相 談 し て く だ さ い。

*** お金 を 受けとる た め の 方 法**



請求書 や 資料 は、郵便 で だす こ と が でき ます。



< 請求書 など を お く る と こ ろ >

〒870-8501
大分県健康づくり支援課
大分市大手町3丁目1番1号
相談窓口宛